

新宿 ビズタウン ニュース

Shinjuku BizTown News

No. 51
令和5年9月25日号

目次	経営力強化に使える補助金……………1-5
	インフォメーション……………6-8
	新宿区中小企業の景況……………8

経営力強化に

使える補助金

経営力強化のために
今、何ができるか。何をすべきか。
新宿区の「経営力強化支援事業補助金」は
“経営力強化”に取り組む中小企業者を
応援する制度です。
経費の一部を助成し
補助額の上限に達するまで
複数回の申請が可能で
最大140万円の助成が受けられます。
経営計画の見直しや
生産性の向上、収益力や
集客力のアップに
ぜひお役立てください。

インバウンド
対応支援

IT・デジタル
対応支援

設備等購入
支援

経営計画等
策定支援

販売
促進・業態
転換支援

展示会等
出展支援

補助金
申請手続き
支援



ニーズに合わせて

経営力強化支援事業補助金を使おう

経営力強化支援事業補助金は、令和4年度までの「おもてなし店舗支援」「専門家活用支援」「中小企業展示会等出展支援」の各補助金を一本化し、さらに使いやすくした制度です。

「経営力強化への取組み」にかかる経費の全額または4/5を補助します。

補助対象には①～⑦の7つのカテゴリがあり、それぞれに上限額が設定されており合計で最大140万円まで受け取れます。



経営計画や販売計画の策定やコンサルティング費用なら

① 経営計画等策定支援

補助率 10/10

- 事業の立て直しについて専門家に相談がしたい
- 販路拡大の方法を専門家に相談したい

補助金や給付金の申請費なら

② 補助金申請手続き支援

補助率 10/10

- 補助金申請に必要な事業計画書の作成を支援してほしい
- 補助金の申請代行を専門家に依頼したい



広告・販売促進費や新たな業態への転換費用なら

③ 販売促進・業態転換支援

補助率 4/5

- ホームページをリニューアルしたい
- 新商品のパッケージデザインをデザイナーに外注したい
- 知識習得や資格取得のためにセミナーを受講したい



多言語対応やトイレの洋式化の費用なら

④ インバウンド対応支援

補助率 4/5

- メニューや看板を多言語表示にしたい
- 音声自動翻訳機を使いたい



①～④の合計で**30万円**まで

業務効率化につながるIT・デジタル関連費なら

⑤ IT・デジタル対応支援

補助率 4/5



- POSレジを導入して購買データを管理したい
- 業務プロセスを自動化したい
- キャッシュレス決済に対応可能な端末を導入したい

生産性・省エネ性向上のための設備の購入費なら

⑥ 設備等購入支援

補助率 4/5



- 食器洗浄機を導入して業務を効率化したい
- 冷蔵庫を新しくして消費電力量を削減したい
- 空調設備を新しくして消費電力量を削減したい

⑤と⑥の合計で80万円まで

展示会や見本市などへの出展費用なら

⑦ 展示会等出展支援

補助率 4/5

- 販路拡大のため展示会に出展したい



30万円まで

★たとえば…

経営力強化のため

売上げ向上のため集客方法や販路拡大方法を専門家に相談
相談費用

➡ **① 経営計画等策定支援** 補助率 10/10

国や東京都の補助金の申請代行を専門家に依頼

補助金の申請代行費用

➡ **② 補助金申請手続き支援** 補助率 10/10

お店のホームページをリニューアル

リニューアルの制作委託費

➡ **③ 販売促進・業態転換支援** 補助率 4/5

外国人のお客様対応のため音声自動翻訳機を購入

音声自動翻訳機の購入費

➡ **④ インバウンド対応支援** 補助率 4/5

こんなことにも使えます

10月から導入されるインボイス制度への対応を準備する

インボイス制度への対応可能な会計ソフトを購入

ソフトウェア購入費

➡ **⑤ IT・デジタル対応支援** 補助率 4/5

電気代が高騰中。経費を抑えたい

空調設備や冷蔵庫を省エネルギー性能の高いものに更新する

空調設備・冷蔵庫の購入費

➡ **⑥ 設備等購入支援** 補助率 4/5

(5年以上使用している設備の更新が対象)

合計80万円まで

合計30万円まで

この場合、最大で**110万円**の補助が受けられます

◀補助金の申請方法や記入の際の注意などはP.4へ

経営力強化支援事業補助金 申請のご案内

▶対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

①法人の場合

- ・本店登記が区内にあり、事業所（営業の本拠）を区内に有していること
- ・法人都民税を滞納していないこと

②個人の場合

- ・事業所（営業の本拠）を区内に有していること
- ・住民税を滞納していないこと

▶申請期間

令和5（2023）年4月3日～令和6（2024）年3月31日（消印有効）
（原則として令和6年3月31日までに支払いを完了した事業が対象）

▶申請方法（下記へ郵送）

160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階
新宿区文化観光産業部産業振興課

★申請から交付までに1ヶ月～1ヶ月半かかります

申請のポイント 詳細は下記の二次元コードよりホームページをご覧ください

★対象7カテゴリーについて複数回申請でき、最大140万円まで受け取れます

- ・同一カテゴリーで補助額の上限に達するまで複数回申請も可能
- ・複数のカテゴリーを1枚の申請書で提出可能

★申請書に、どのカテゴリーに該当するか、わかりやすく記載してください

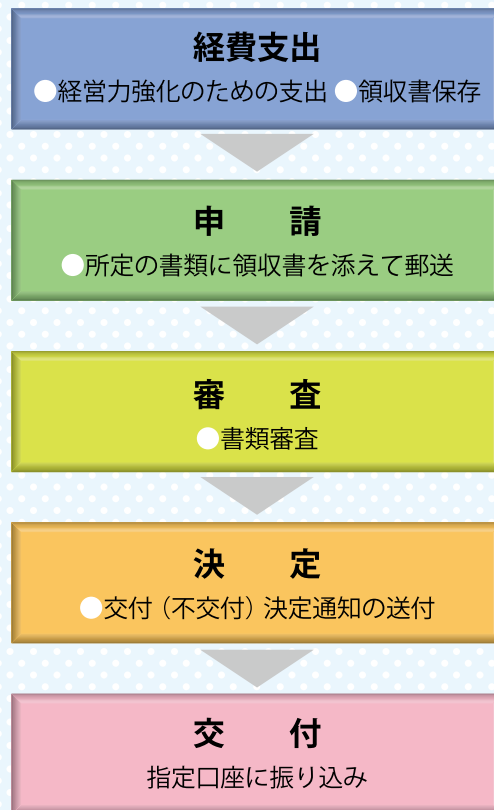
★各カテゴリーには対象とならない経費もあるのでご注意ください（×は対象となりません）

①	経営計画等策定支援	× 継続的な顧問契約や経常的な業務の費用
②	補助金申請手続き支援	○ この補助金の申請代行諸費用 × 許認可の申請代行費用、証明書等の発行手数料
③	販売促進・業態転換支援	○ 配達用の自転車・原動機付自転車の購入費 × 自動車・オートバイ（原付除く）の購入費
④	インバウンド対応支援	○ 店舗のトイレの洋式化（新宿区内の店舗が対象） × 事務所のトイレの洋式化
⑤	IT・デジタル対応支援	○ パソコン・タブレットは1台につき20万円まで × スマホ購入費 × インターネット利用料金（クラウドサービスの利用料は可）
⑥	設備等購入支援	○ 取得から5年以上経過している設備の更新 × 新宿区環境対策課の補助対象設備 × パソコン・タブレット⇒⑤で
⑦	展示会等出展支援	× 展示会後も使用可能な備品の購入費

【問合せ先】 電話03（5273）3554 新宿区文化観光産業部 産業振興課
新宿区ホームページから応募要項や申請書類のダウンロードができます
http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002209_00006.html



交付までの流れ



経営力強化のための第1歩！

新宿区商工相談

—「経営力強化支援事業補助金」に関する相談も受け付けています—

商工相談員からのメッセージ

お気軽にご相談ください

「新宿区商工相談」は中小企業診断士の資格を持つ商工相談員が、経営全般の相談に応じる場です。対象は新宿区内に本店がある中小企業者、新宿区内で創業を考えている方で、法人か個人かは問いません。もちろん、創業年数も不問です。

相談内容の中心は、創業、資金繰りや資金調達、融資や補助金の利用、事業承継などです。「販路を拡大したい」「売上げを伸ばしたい」「集客を強化したい」といった具体的な課題を持ち込む方もいます。

「経営力強化支援事業補助金」の効果的な利用方法、導入が間近に迫っているインボイス制度への対応のご相談もあります。

専門家への「相談」なので、費用がかかると誤解されている方もいますが、何度相談しても無料です。

創業相談も増えています

直近ではコロナ禍で経済が停滞していたにも関わらず、創業の相談に見える方が多く、「ピンチはチャンス」と考える意欲のある方が増えていると感じています。

創業にはいろいろなハードルがありますが、一つ一つ乗り越えていく意思と覚悟が大切です。相談員と話すことで創業の初心を再確認してください。その上で問題点を整理し、スムーズな立ち上げに結び付けていくことが私たちの役割です。



資金繰りに関する相談は早めに

資金繰りや資金調達の相談が多いのはいつの時代も変わりません。経営は思い通りにいかないもの、そして経営者にとってお金の悩みはなかなか他人には話づらいものですが、一日延ばしにするとリスクはどんどん拡大していきます。少しでも早く相談していただくことが私たちの願いです。

そして、私たちが心がけているのは、たとえば融資や補助金のアドバイスが、その場しのぎに終わらないようにすること。融資や補助金を受けるためのサポートとともに、それを最大限に有効活用し、持続的な事業展開ができるよう、事業計画の立案や見直しのお手伝いもしていきます。

問題点を洗い出し、次につなげます

商工相談はあくまでも課題解決のための入口にすぎません。私たちは経営や創業の過程における問題点を洗い出し、次のステップやより実践的な支援制度につなげていくサポーターです。

たとえば、創業であれば「特定創業支援等事業」へ、経営上の課題であれば、専門相談員を事業所や店舗へ派遣する「ビジネスアシスト新宿」の活用につながるよう、フォローしていきます。国や自治体、商工会議所などが設けている、数あるサポート体制の交通整理を行う場と考えていただいてもよいでしょう。

「何から相談してよいかわからない」「何を話してよいかわからない」という状況でもかまいません。まずは、私たちと話しましょう。日時のご予約は電話で受け付けています (☎03-3344-0702)。

経営のお悩みは私たち**商工相談員**にお任せください！



※「新宿区商工相談」についての詳細はP.6をご覧ください

産業振興課にお問合せください

新宿区産業振興課では、区内産業の振興と活性化を目指し、多岐にわたる支援事業を実施しています。コロナ禍や物価高騰対策に向けた施策もありますので、経営のヒントにぜひご活用ください。
メールマガジン「新宿ビズタウンメール」も配信中。ご登録はこちらから→

【問合せ先】新宿区 文化観光産業部 産業振興課 電話 03(3344)0701・0702
〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿(新宿区立産業会館)



情報を知りたい

制度を利用したい

支援がほしい

無料
相談

経営に関する相談ができます

ご活用ください「新宿区商工相談」

中小企業診断士の資格を有する商工相談員が、経営全般に関しての相談に応じます。創業を考えている方もご利用できます。

●相談事例●

経営合理化の
アドバイス

創業の検討にむけた
事業計画の立て方

資金繰り・
資金調達の方法

事業承継に
関すること

- 【対象者】区内に本店がある法人、事業所がある個人事業主、区内で創業を考えている方
【日時】●月～金曜日(土日祝、年末年始を除く)
●9～12時、13～16時(1事業者につき1時間程度)
【会場】BIZ新宿(新宿区立産業会館)4F 新宿区産業振興課
【利用方法】要事前予約。まずは電話で予約を取ってください ☎03-3344-0702



よくあるご相談

- 創業にあたり、法人化と個人事業のメリット、デメリットを知りたい
- 自分が立てた事業計画に対するアドバイスが欲しい
- 開業の手続きの流れを知りたい
- 新規店舗オープンのため、借入をしたいが申込等をしたことがないため、手順を知りたい
- 創業者向けの制度融資や補助金について知りたい

商工相談員からのメッセージ

商工相談は様々な業種・年齢の方がご利用されており、創業を検討している方や創業して間もない方のご利用もごございます。また、中でも緻密な事業計画の立て方に向けたアドバイスが欲しいという方が増えています。自身が考えた計画のブラッシュアップはもちろん、事業計画作成の前に、創業にあたって何から始めればいいのか分からず悩んでいるという方も、ぜひ商工相談をご活用ください。

専門家
派遣

ビジネスアシスト新宿

さまざまな経営課題をお持ちの事業所や商店等へ、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を無料で派遣します。



- 【対象者】新宿区内の中小企業者
【相談事例】●インボイス制度について相談したい ●事業計画の立て方についてアドバイスしてほしい
●事業承継の準備をしたい ●販路拡大についてどうすればよいかわからない
●新規顧客を増やすため、直接店舗をみてほしい ●就業規則を作成したい、など
【申込方法】所定の申請書に記入の上、産業振興課へ郵送 ★詳細は右上の二次元コードよりホームページをご覧ください。

無料
相談

<事業者向け>

行政書士による無料相談会

東京都行政書士会新宿支部の行政書士が、事業者向けの補助金申請、経営計画策定、事業承継などに関する相談を無料でお受けします。お気軽にご相談ください。



- 【対象者】新宿区内の中小企業者
【相談事例】●各種補助金申請をしたいが、やり方が良く分からない
●金融機関の融資を受けるため、新たに経営計画を策定したいが、自分だけでは難しい
●事業承継を考えたいが、どうすればよいか分からない、など
【日時】毎月第3水曜日
13時～16時(1事業者につき1時間程度)
【会場】BIZ新宿(新宿区立産業会館)
【申込方法】事前予約制・先着順。電話で直接お申し込みください。毎月20日(土日祝の場合は翌営業日)より翌月分の予約を受け付けます。
★詳細は右上の二次元コードよりホームページをご覧ください。

融資

区独自の特別融資を実施しています



新宿区中小企業向け制度融資 **商工業緊急資金(特例)**

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢や原油・原材料価格の高騰等により事業活動に影響のある区内中小企業者を支援する融資です。区のあっせんを経て取扱金融機関から融資を受けた場合に利子及び信用保証料の補助を行います。

- 【対象者】**新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢や原油・原材料価格の高騰等の影響により売り上げの減少等業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要であり、以下の条件を満たす区内中小企業者。法人・個人ともに1期以上確定申告を行って納税証明書を提出できることが必要
- (法人)** 区内に本店(営業の本拠地)があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営み、かつ本店登記が登記日より1年以上区内にあり、本店と本店登記が同一所在地にあること
- (個人)** 区内に本店(営業の本拠地)があり、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること(個人事業主で区内在住1年以上の場合は東京都内の事業所でも可)

- 【貸付限度額】** 2,000万円以内
- 【貸付期間】** 10年以内(据置期間24か月以内)
- 【年利】** 1.8%(区が全額補助)
- 【信用保証料】** 区が全額補助
- 【申請期間】** 令和6年3月29日(金)まで
- 【申請方法】** 所定の申込書に記入し、必要書類とともに持参の上、面談を行います。
- ★申請から融資実行までの流れや申込書の入手、必要書類の確認等詳細は右上の二次元コードよりホームページをご覧ください。



イベント

新宿産業観光フェア2023

しんじゅく逸品マルシェ

新宿の産業や観光都市としての魅力を多くの方に知っていただくために「しんじゅく逸品マルシェ」を開催します。新宿ならではのイチオシ商品の販売や素敵なスポットの紹介をします。新宿区の地場産業である染色や印刷・製本の紹介や新宿ものづくりマイスターの展示もありますのでどうぞおでかけください。

- 【日 時】** 令和5年11月10日(金) 10:00~20:00
11月11日(土) 10:00~16:00
- 【会 場】** 新宿駅西口広場イベントコーナー(新宿区西新宿1丁目西口地下街1号)



【主 催】 新宿区 / 一般社団法人新宿観光振興協会

／ 令和5年10月 制度開始! ／

事業者は知っておきたい

インボイス制度

【インボイス制度とは?】

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。「インボイス」とは売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、税額の記載を義務付けた請求書のことです。「インボイス制度」は、この記載義務を満した請求書によって消費税を計算し納付しようという制度です。

【どんな手続きが必要?】

インボイス制度に則った請求書を発行するためには、現在、課税事業者であっても免税事業者であっても税務署へ申請をして「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」として登録されなければなりません。

【手続きはいつまでに?】

制度開始の令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります(当初の令和5年3月31日期限が延長されました)。また、制度開始日後であっても、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

◆制度を詳しく知りたい◆

国税庁 特集 インボイス制度 [検索](#)



◆インボイス制度について相談したい◆

制度を理解し、最適な対応をとるためにも税理士などの専門家に相談することをおすすめします。新宿区内の中小企業者なら区が実施している「**商工相談**」や**専門家無料派遣事業「ビジネスアシスト新宿**」を利用することもできます。(p6)

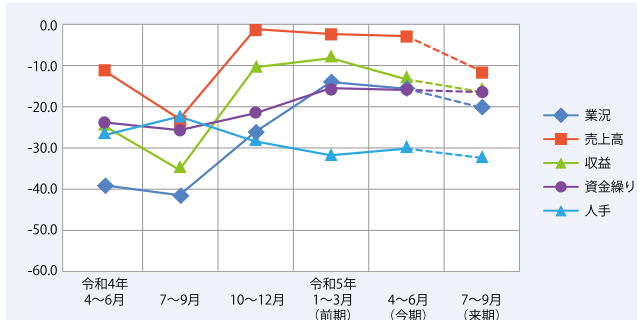
令和5年
4月～6月期

新宿区中小企業の景況

新宿区では区内中小企業に対する「景況調査」を年4回実施しています

1. 調査時期 令和5年7月下旬
2. 調査方法 郵送アンケート調査
3. 調査対象業種 製造業(33件)、印刷・同関連業(27件)、染色業(14件)、建設業(38件)、情報通信業(32件)、卸売業(33件)、小売業(63件)、飲食・宿泊業(70件)、不動産業(45件)、サービス業(68件) ※()内は有効回答数 合計423件
4. 調査機関 (株)東京商工リサーチ

●項目別DIの推移(全体)



業況: 経済全体の景気状態ではなく、個々の企業ないし産業の景気状況。
DI(ディーアイ): Diffusion Index(ディフュージョン インデックス)の略で、増加と答えた企業の割合から、減少と答えた企業の割合を差引いた数値のこと。DI値がマイナスの場合、業況・売上高・収益・資金繰りは不調傾向を、人手は不足傾向を示す。

●4月～6月期の特徴

業況DI(「良い」企業割合-「悪い」企業割合)は▲15.8と、前期(令和5年1月～3月)の▲14.2からやや厳しさが増した。来期(令和5年7月～9月)の予想は▲20.4と低迷する見込み

●業種別調査結果(4月～6月期)

景況調査の詳細は、新宿区ホームページをご覧ください。

